

**Q46
の2**

マイナンバー法施行後の源泉徴収票の様式はどのようなものですか。

右記の様式をご覧ください。

マイナンバー法施行後の源泉徴収票の様式は、2014年（平成26年）7月9日に、財務省令第53号として公布されました。その様式を右に示します。大きさが、倍になって縦置きの様式となっています。

新しい源泉徴収票の様式では、社員の個人番号を記載することに加え、扶養控除配偶者及び控除対象扶養親族の氏名、個人番号も記載することとなっています。従来は、控除対象配偶者の有無と、控除対象扶養親族の人数を記載するのみでした。

現在の源泉徴収票の様式

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名		(受給者番号)	
		(フリガナ)		(役職名)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
有・無	従有・無	特 定 老 人	そ の 他 特 別	そ の 他	住宅借入金等特別控除の額
老人控除対象配偶者		千 円	人	人	人
控除対象配偶者	氏 名	個人番号			
控除対象扶養親族	氏 名	個人番号			
	氏 名	個人番号			
	氏 名	個人番号			
	氏 名	個人番号			
	氏 名	個人番号			
扶 養 親 族 等	扶 養 親 族 等	扶 養 親 族 等	扶 養 親 族 等	扶 養 親 族 等	扶 養 親 族 等
支 払 者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称		(電話)	

マイナンバー法施行後の源泉徴収票の様式

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏 名		(受給者番号)	
		(フリガナ)		(役職名)	
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額	
控 除 対 象 配 偶 者 の 有 無 等	配 偶 者 特 別 控 除 の 額	控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数	障 害 者 の 数	社 会 保 険 料 等 の 金 額	生 命 保 険 料 の 控 除 額
有 ・ 無	従 有 ・ 無	特 定 老 人	そ の 他 特 別	そ の 他	住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 の 額
老 人 控 除 対 象 配 偶 者		千 円	人	人	人
控 除 対 象 配 偶 者	氏 名	個 人 番 号			
控 除 対 象 扶 養 親 族	氏 名	個 人 番 号			
	氏 名	個 人 番 号			
	氏 名	個 人 番 号			
	氏 名	個 人 番 号			
	氏 名	個 人 番 号			
支 払 者	住所(居所)又は所在地	氏 名 又 は 称		(電 話)	
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号			

記載が追加となります

本人に渡す源泉徴収票には記載しません

Q46
の3

社員の個人番号はどのように確認すればよいのですか。

通知カードの提出又はそのコピーを提出してもらう方法が一般的になると見込まれます。

マイナンバー法による規定

マイナンバー法では、第 16 条において、本人から個人番号の提供を受ける際には、本人確認を行わなければならないと定めています。この規定は、番号が正しいこと（番号の真正性の確認）と確かに本人であること（身元確認）の両方を実施しているものと考えられます。

個人番号カードには、顔写真と個人番号の両方が記載されていますので、個人番号カードの提示を受けることで、番号の真正性の確認と身元確認の両方が可能です。

一方、通知カードの場合には、個人番号が記載されているので番号の真正性の確認はできますが、顔写真等本人かどうかを確認する情報は掲載されていないため、身元確認はできません。そのため、マイナンバー法第 16 条は、通知カードにより個人番号の真正性を確認する場合には、通知カードと別途省令で定める書類により身元確認を行うよう定めています。

省令（マイナンバー法施行規則）による身元確認の緩和

上記のマイナンバー法第 16 条の規定等により、2014 年（平成 26）年 7 月 4 日にマイナンバー法施行規則が定められました。本施行規則では、身元確認のための書類として、運転免許証等を定めていますが、会社の従業員等の場合には、身元確認の必要性を緩和することを定めました。

すなわち、従業員は入社時等にその者の身元の確認を行っていることが一般的であり、当該従業員が本人に相違ないことは明らかと考えられ、そうした場合にまで、身元確認のための書類の提示を求めることは、事業主に過大な負担となる恐れがあることから、追加の確認書類は不要とされたのです。

ただし、正確にはこれは個人番号利用事務実施者が認める場合に限られます。そのため、国税庁等から身元確認が不要な旨が示された場合に本規定は有効なものとなります。

政令（マイナンバー法施行令）による身元確認

その他、マイナンバー法施行令では、通知カード以外に個人番号を確認するための書類として住民票の写しと住民票記載事項証明書を定めています。そのため、通知カードのかわりにこれらの書類の提示をうけることでもかまいません。

社員本人の本人確認に用いられることが想定される主要な方法

	番号確認	身元(実在)確認
対面・郵送	① 個人番号カード【法第16条】	個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない。【則第3条第5項】
	② 通知カード【法第16条】 or ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令第12条第1項第1号】	

Q46
の4

源泉徴収票に記載する控除対象配偶者、扶養親族
社員の本人確認はどのように行えばよいですか。

扶養親族等の本人確認は不要で、社員から提出される書類に記載された
個人番号を転記すればよいと見込まれます。

源泉徴収票に記載する本人以外の個人番号の本人確認は不要

源泉徴収票においては、会社では社員の配偶者や扶養親族の本人確認を行う必要はありません。これは、社員が会社に扶養控除等申告書等の書類を提出することが法令に定められているためです（所得税法第194条第1項第7号）。この規定に基づき、社員は個人番号関係事務実施者となります。

マイナンバー法第16条において、本人確認を行うことが必要されているのは、本人（代理人を含むと考えられます）から個人番号の提供を受ける場合であり、個人番号関係事務実施者から個人番号の提供を受ける際には本人確認は必要ありません。そのため、扶養親族等の本人確認は不要となるわけです。

法令による際に注意

ただし、社会保障関係を含め、すべての手続きにおいて扶養親族の本人確認を会社で行う必要がないとは限らないことに注意が必要です。本人確認が必要かどうかは、どのように法令に規定されているかに依存するためです。

※社会保障関係についても省令改正等が公表された際には同様に情報提供を行う予定です。

源泉徴収票の場合の各人の役割

